

ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業(データ戦略)に関する調査委託特別約款 新旧対照表

新	旧
<p>ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業 (データ戦略)に関する調査委託特別約款 2024年7月25日制定 <u>2026年2月20日改正</u></p>	<p>ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業 (データ戦略)に関する調査委託特別約款 2024年7月25日制定</p>
<p>第1条～14条 略</p>	<p>第1条～14条 略</p>
<p><u>附 則</u> <u>1. この特別約款は、2026年2月20日から施行し適用する。</u> <u>2. ただし、改正後の「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業(データ戦略)調査委託費積算基準」は、2026年4月1日以降、新たに締結する契約(変更契約を含む。)から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。</u></p>	
<p>(特別約款様式第1) 略</p>	<p>(特別約款様式第1) 略</p>
<p>ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業(データ戦略)調査委託積算基準</p>	<p>ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業(データ戦略)調査委託積算基準</p>
<p>第1 (略)</p>	<p>第1 (略)</p>

項 目			(摘 要)	項 目			(摘 要)
大項目	中項目	内 容		大項目	中項目	内 容	
I. 労務費	1. 研究員費	<p>委託業務に直接従事した研究者、設計者及び工員等（以下「研究員」という。）の労務費は、原則として、①又は②に基づき算定する。</p> <p>① 甲が別に定める健保等級に基づく労務費単価表（時間単価用）の単価に基づき算定する。</p> <p>② 当該委託業務において申告したエフォートにて従事させる旨、乙から証明がなされた研究員（以下、「エフォート専従者」という。）の場合は、労務費単価表（エフォート専従者用）の月額に申告したエフォートを乗じて算定する。</p> <p>健保等級を適用する者の労務費の算定においては、法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）を含めることとする（出向契約書等により</p>		I. 労務費	1. 研究員費	<p>委託業務に直接従事した研究者、設計者及び工員等（以下「研究員」という。）の労務費は、原則として、①又は②に基づき算定する。</p> <p>① 甲が別に定める健保等級に基づく労務費単価表（時間単価用）の単価に基づき算定する。</p> <p>② 当該委託業務において申告したエフォートにて従事させる旨、乙から証明がなされた研究員（以下、「エフォート専従者」という。）の場合は、労務費単価表（エフォート専従者用）の月額に申告したエフォートを乗じて算定する。</p> <p>健保等級を適用する者の労務費の算定においては、法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）を含めることとする（出向契約書等により</p>	

	<p>出向先が法定福利費を負担していることが確認可能な場合の出向契約者を含む)。</p> <p>ただし、上記以外の出向契約者及び国民健康保険加入者を健保等級適用者として取り扱う場合は、法定福利費を含めない。</p> <p>なお、①又は②による労務費単価表の適用が困難であると甲が了解した場合は、③から⑥までに基づき算定することができる。</p> <p>③ 研究分担先である組合員毎に経理処理を行う技術組合において、当該組合員が国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学若しくは高等専門学校又は国立研究開発法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人である場合は、甲が別途定める業務委託費積算基準(大学用)又は</p>				<p>出向先が法定福利費を負担していることが確認可能な場合の出向契約者を含む)。</p> <p>ただし、上記以外の出向契約者及び国民健康保険加入者を健保等級適用者として取り扱う場合は、法定福利費を含めない。</p> <p>なお、①又は②による労務費単価表の適用が困難であると甲が了解した場合は、③から⑤までに基づき算定することができる。</p> <p>③ 研究分担先である組合員毎に経理処理を行う技術組合において、当該組合員が国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学若しくは高等専門学校又は国立研究開発法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人である場合は、甲が別途定める業務委託費積算基準(大学用)又は</p>	
--	--	--	--	--	--	--

		<p>業務委託費積算基準(国立研究開発法人等用)を使用して算定する。</p> <p>④ 乙が国の委託事業において使用している受託規定に基づき算定する。</p> <p>⑤ 乙が国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学若しくは高等専門学校又は国立研究開発法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人である場合には、乙が当該研究員に支払った給与、諸手当及び法定福利費(健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分)に基づき算定する。</p> <p>⑥ <u>基本計画に健保等級によらない労務費の支払いを認める旨の記載があるテーマに従事し、かつ労務費の算定において労務費単価表の49級等級</u></p>				<p>業務委託費積算基準(国立研究開発法人等用)を使用して算定する。</p> <p>④ 乙が国の委託事業において使用している受託規定に基づき算定する。</p> <p>⑤ 乙が国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学若しくは高等専門学校又は国立研究開発法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人である場合には、乙が当該研究員に支払った給与、諸手当及び法定福利費(健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分)に基づき算定する。</p>	
--	--	---	--	--	--	--	--

相当を超える者の場合は、乙が当該研究員に支払った給与、諸手当及び法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）に基づき算定する。

1) 時間単位において当該委託業務に従事する研究員は、上記で算定された人件費に基づく時間単価で算出すること。

2) 当該委託業務において申告したエフォートにて従事させる旨、乙から証明がなされた研究員（エフォート専従者）の場合は、上記で算定された人件費に基づく月額に申告したエフォート

		<p><u>を乗じて算出すること。</u></p> <p>3) <u>その他、甲が定める方法に従うこと。</u></p>					
	2. 補助員費	委託業務に直接従事したアルバイト、パート等の経費（ただしIに含まれるものを除く。）			2. 補助員費	委託業務に直接従事したアルバイト、パート等の経費（ただしIに含まれるものを除く。）	
II. ～V. (略)				II. ～V. (略)			
第2～3 (略)				第2～3 (略)			